

川口市中小企業勤労者定期健康診断料補助金交付要綱

(平成 2 年 3 月 29 日決裁)

(通 則)

第 1 条 川口市中小企業定期健康診断料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、川口市補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 24 号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項に規定する勤労者の定期健康診断を実施した事業者に対して、受診料金の一部を補助することにより、市内の中小企業で働く勤労者の健康管理体制を促進し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の遵守推進を図り、もって勤労者の福祉向上に寄与することを目的とする。

(資格要件)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできるものは、事業者であって次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 市内に事業所を有すること

(2) 事業者の営む事業所が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に該当すること。

(補助の対象)

第 4 条 補助の対象とする定期健康診断は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 44 条に規定する定期健康診断（当該定期健康診断において、同条第 1 項各号に定める項目以外の検査を行った場合を含む）とする。

(補助金の額)

第 5 条 川口市内の事業所に従事している勤労者が定期健康診断を受診した時その要した費用に相当する額（その要した費用が当該事業所の加入している健康保険組合等により補填される場合は、その要した費用から補填された額を差し引いた額に相当する額）とする。ただし 1,500 円を限度とする。（事業主および役員等は除く）

2 補助申請は、一の年度について 1 回までを限度とする。

(交付の手続き)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、第 4 条に定める定期健康診断を実施した後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 定期健康診断料補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）

(2) 定期健康診断受診者名簿（様式第 2 号）

(3) 定期健康診断受診料領収証等の健康診断を受けた事業所が健診機関に支払った費用の額を証する書類の写し

(4) 従業員に実施した受診日・検査項目及びその明細を証した書類。

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の申請は、受診日の翌日から起算して 1 年を経過する日の属する月の末日までに行

わなければならない。

- 3 各業種組合等の代表者は、当該組合に加盟している事業者を取りまとめて補助金の交付を受けようとするときは、前項各号の定める書類を添付して申請することができる。

この場合において、補助金交付申請書兼請求書（様式 1-2 号）の提出については、組合等の代表者による提出をもって足りるものとする。

（交付の決定）

第 7 条 市長は、前条第 1 項各号に定める書類の提出があった場合は、次の事項を確認し、補助金の交付の可否を決定する。

- (1) 申請者が第 3 条各号に定める要件に該当すること。
 - (2) 第 4 条に定める定期健康診断を実施したものであること。
 - (3) 受診した医療機関に定期健康診断料費用の支払いを完了していること。
 - (4) 書類の提出の時期が前条第 2 項に定める要件に該当すること。
 - (5) 補助金の額が当該年度の予算の範囲内であること。
- 2 市長は、前項各号の確認が取れた場合は補助金の交付を決定し、交付の手続きを行う。
- 3 補助金の交付決定通知書は省略する。
- 4 市長は、第 1 項各号の確認が取れなかった場合は、補助金を交付しない決定をし、この旨を申請者に様式第 3 号の通知で通知するものとする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 30 日決裁)

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の改正規定は、平成 3 年 4 月 1 日以後に実施する定期健康診断から適用し、同日前に実施した定期健康診断については、なお従前の例による。
- 3 第 5 条第 2 項の改正規定は、平成 2 年度に実施した定期健康診断から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った定期健康診断で施行日以後補助金の申請を行うものについてはこの要綱による改正後の要綱を適用する。ただし、補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った定期健康診断で施行日以後補助金の申請を行うものについてはこの要綱による改正前の要綱を適用する。